

中学校の「特認校制度」について

立石中学校、宝城中学校に限り、小郡市内全域から入学できます

I. 特認校制度とは

特認校制度とは、特定の学校について、住所に基づく通学区域とは関係なく、特別に入学を認める制度です。

小郡市では、生徒数が少ない中学校の生徒を増やし、学校の活性化と教育活動の充実を図るために立石中学校と宝城中学校を特認校として指定し、小規模校のもつ特徴の中で教育を受けたいという生徒および保護者の希望により、一定の条件のもと市内全域からの入学を認めています。

平成20年度入学から実施しており、現在までに28人（立石中学校17人、宝城中学校11人）の生徒がこの制度を利用しています。

II. 実施内容

1. 特認校（対象中学校）

立石中学校 宝城中学校

2. 対象者

市内全域の平成23年度中学校新入学者（現小学校6年生）

3. 条件

- ① 生徒が卒業まで特認校に在籍すること。
- ② 保護者が特認校の教育方針に賛同すること。
- ③ 保護者が特認校の行事やPTA活動等に対し協力し、積極的に参加すること。
- ④ 原則として保護者の責任のもと、生徒が徒歩、自転車または公共交通機関等を利用して一人で通学できること。



4. 受入れ人数

両校とも新入学者の上限を通学区域内の生徒を含め80人（2クラス）までとします。

III. 希望申請手続き

1. 募集期間

9月1日(水)～12月20日(月)まで（土曜、日曜日および祝日は除く。）

2. 申請方法

- ① 「特認校就学希望申請書」を教育委員会教務課に提出してください。
- ② 申請書は、教育委員会教務課、各小学校、立石中学校、宝城中学校に用意しています。
- ③ 申請後、保護者および児童には希望する特認校での面接を受けていただきます。

IV. 入学の決定等

1. 保護者の申請書、希望する特認校での面接および当該特認校との協議をもとに、教育委員会において審査し、入学の可否を決定します。
2. 定員を超える希望があった場合は、公開抽選とします。
3. 結果については、1月下旬に保護者に通知します。
4. 入学通知（指定校通知）は、2月初旬に発送します。

V. 特認校の見学

本制度を希望される皆さんは、ぜひ、立石中学校および宝城中学校の体育祭や学校公開日に学校の様子を見学ください。 ※体育祭：9月12日(日)、学校公開日：11月2日(火)

また、体育祭や学校公開日でなくても、事前に各学校に連絡して、見学することもできます。
(立石中学校 ☎ 72-2603、宝城中学校 ☎ 72-2417 校長または教頭へ)

問い合わせ先 教務課 ☎ 72-2111 内線 512・514